

議案第 5 3 号

四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する
条例について

四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和元年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する
条例

四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成18年四万十町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。